

## びわこ学院大学と八日市商工会議所との相互協力に関する協定書

びわこ学院大学(以下「甲」という。)と八日市商工会議所(以下「乙」という。)とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、さらには地域社会の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲、乙両者が相互に協力し、相互の活動から蓄積された機能を補完しながら、地域の産業振興と教育・学術の向上を図り、もって地域の商工業及び地域社会の発展に資することを目的とする。

### (協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の企画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 学生のインターンシップ教育に係る受け入れ企業紹介と事業創造に関すること
- (2) 地域経済の発展、振興に関すること
- (3) 人材育成に関すること
- (4) 教職員、学生による地域の各種活動への参画に関すること
- (5) お互いの事業に係る講師の相互派遣に関すること
- (6) その他甲、乙が必要と認める事業

### (協定期間)

第3条 この協定の有効期間は、平成 22 年 7 月 14 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から改定の申し入れがないときは、さらに 1 年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

### (定めのない事項)

第4条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 7 月 14 日

甲 東近江市布施町 29 番地

びわこ学院大学長

びわこ学院大学短期大学部

学長

村澤 忠司



乙 東近江市八日市東浜町 1 番 5 号

八日市商工会議所

会頭

田中 敏彦

